

株式会社リジョブ「リジョブ」利用約款

第1章 総則

第1条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) リジョブ

株式会社リジョブ（以下「当社」という）が運営する求人媒体 URL：https://relax-job.com

(2) 申込者

本約款に同意の上、本サービスの利用を行う企業、個人、団体

(3) クライアント管理画面

リジョブ機能を搭載したリジョブ内の申込者専用管理ページ

(4) 申込書

本サービス利用の申込書（電磁的記録上の申込画面を含む。）

(5) 求職者

職を探し求めている個人で、未だリジョブを通じて申込者に対して応募をなしていない者

(6) 応募者

リジョブを通じて申込者に対して応募をなした求職者

(7) システム利用料

本サービスを利用するために必要となる費用

(8) デポジット

申込者が本サービスを利用する際に支払う預かり金

(9) 成果報酬

本約款に定める所定の条件を満たした場合に申込者が当社に対して支払うべき所定の金員

(10) 料金等

デポジット、システム利用料、成果報酬、違約金その他本サービス利用に関し申込者が当社に支払うべき金員一切

(11) 本サービス

リジョブ機能を提供するサービス

(12) 応募

リジョブを通じて申込者の求人に応募することのほか、申込者から求人の申込みを誘引された場合においてリジョブを通じてこれを受諾することも含む。リジョブを通じずにこれらと同様の連絡がなされること（以下「リジョブ外応募」という）は含まない。

(13) 誘因行為

申込者が、リジョブ機能を用いて、リジョブ外応募の誘因行為を行うこと。スカウト機能を用いて自己の連絡先情報を求職者に提供する行為は、これに含まれるものとする。

(14) スカウト

申込者が、応募を得る目的で、求職者に対し連絡をする行為

第2章 利用契約の成立

第2条（契約方式）

本サービスを利用する契約（以下「本契約」という）の申込みは、申込書の提出その他当社が指定した方式により行うものとする。

第3条（利用申込の拒絶）

当社は、申込者が以下の事由に該当する場合は、本サービス利用の申込を拒絶できるものとする。

(1) 申込書に虚偽の記載があったとき

(2) 当社又はリジョブの信用を害するおそれがあるとき

- (3) 当社との間で過去に何らかのトラブルを生じさせたことが判明したとき
- (4) 違約金の担保を供するよう求めたにもかかわらず、申込者がこれに応じないとき
- (5) 申込者が第16条第1項各号のいずれかに該当するとき
- (6) その他、当社がふさわしくないと判断したとき

第3章 本サービスの内容

第4条（本サービス基本内容）

1. 申込者は、求職者採用のために、クライアント管理画面を通じて次の各号所定機能（各号では、機能名称のほか当該機能の利用によりなしうることを定める。本約款上、これらの諸機能を総称して「リジョブ機能」という。）を利用できる。ただし、リジョブの仕様上可能な範囲にとどまるものとする。

- (1) 登録機能 求人情報の登録
- (2) 掲載機能 求人情報の掲載
- (3) スカウト機能 スカウト
- (4) 確認機能 掲載済求人情報に対する応募の状況及び内容の確認
- (5) 連絡機能 応募者への連絡
- (6) 報告機能 雇用行為等に関する当社への報告

2. 当社は、求職者及び応募者の属性、適性その他求職者及び応募者に対する申込者の期待に関し一切の保証を行わず、また求職者、応募者その他の第三者の行為により申込者に損害が発生したとしてもこれについて一切の責任を負わないものとする。

第4章 料金

第5条（支払義務等）

申込者は、申込書その他当社指定の方式を通じて合意した料金等の支払義務を負う。

申込者は、自己が申込書に記載した内容に虚偽が含まれていたとしても、その虚偽であることをもって、料金等の支払義務を拒絶することはできないものとする。

第6条（デポジット）

1. 申込者は、本サービスの利用を開始するにあたり、当社に対し、申込書記載のデポジットを預託しなければならない。
2. 申込者は、申込書に記載した期日までにデポジットを当社指定の銀行口座へ振込むものとする。
3. デポジットの入金が当社側で確認できない間、申込者はサービスの利用を開始することはできない。
4. 申込者は、契約期間中ならびに契約終了後に関わらず、デポジットを料金等へ充当、相殺する旨主張することはできない。
5. 当社は、申込者の当社に対する一切の残債務の弁済としてデポジットを充当することができるものとする。
6. デポジットには利息を付さないものとする。

第7条（システム利用料）

1. システム利用料の支払義務は、申込書記載の起算日から発生するものとする。
2. システム利用料は、申込者が運営する施設数、本サービス利用にかかる求人エリアその他の要素に応じて定めるものとする。これらの要素が変更された際には、システム利用料も変更されるものとする。
3. システム利用料の支払義務は、サービス利用の有無にかかわらず発生するものとする。

第8条（成果報酬）

1. 申込者と応募者との間で下記の行為のいずれか（本約款上「雇用行為等」という）が行われたときは、成果報酬が発生するものとする。

- (1) 申込者と応募者との間で、労働契約（正社員、アルバイト、パートとしての雇用契約のほか、面貸し、業務委託、業務提携などの契約形態も含む。本約款上、これらの契約関係を「雇用関係等」と総称する。）の締結ないし応募者が出社を開始すること
- (2) 申込者が応募者に対し、研修、技術指導、試用期間（有給・無給問わず）を開始すること

※a. 応募者が申込者に体験入社することも研修に該当するものとする。

- b. 応募者の意思を問わず、申込者を通して、応募者が、スクールや講習等に入校、受講等をした場合も研修に該当するものとする。
 - c. 面接に関して、技術チェックの枠を超えた場合も研修に該当するものとする。
 - d. その他、a～cに準じないし類する行為についても、研修、技術指導、試用期間（有給・無給問わず）に該当するものとする。
2. 成果報酬の金額は、雇用行為等の対象応募者の区分ごとに定めるものとし、この区分及び金額は申込書に記載するものとする。
3. 申込者が雇用行為等を行った場合において、この対象者が前項の区分のいずれに該当するのかについては、応募者が当該申込者に対する応募時においてリジョブ上に登録していた情報に基づき判断されるものとし、当該対象者の実際の属性がこの情報と異なっているか否かは、この判断に一切影響しないものとする。なお、この登録にかかる各情報相互間に矛盾が存する場合には、成果報酬の金額について、雇用行為等の前に協議することができるものとする。また、複数の区分に該当する応募者については、実際の区分にかかわらず、最も料金の高い区分が適用されるものとする。
4. 申込者は、リジョブを通じて申込者に応募した履歴を持つ者につき雇用行為等があった場合において、当該応募後に申込者が確認機能を利用した事実があり、かつ当該雇用行為等が応募日より2年以内であるときは、当社に対し、その旨を速やかに報告したうえで成果報酬の支払をす義務を負う。ただし、応募日前2年以内に申込者がその応募者の情報を取得していた場合において、リジョブを通じることなく雇用行為等をなした応募者については、成果報酬が発生しないものとする。

第9条（料金等の支払方法）

- 1. 料金等（本項及び第2項においては、デポジットを除く。）は、毎月末日締め金額を翌月27日までに支払うものとする。また、当社は、この支払期限内に、各月の請求額を申込者に通知するものとする。
- 2. 料金等の支払方法は、口座振替による。ただし、口座振替ができなかった場合、申込者は当社指定の銀行口座へ振り込む方法によって支払わなければならない。
- 3. 銀行振込にかかる費用その他料金等支払に際して生じる費用については、申込者の負担とする。ただし、毎月の口座振替にかかる手数料については当社負担とする。
- 4. 料金等にかかる請求書、領収書、預け入れ証その他の書面は、申込者からの請求により、申込者の手数料負担において発行するものとする。なお、手数料の金額は、別紙申込書に定めるものとする。

第10条（返金等）

- 1. デポジットについては、次の各号の定めるところにより、返金されるものとする。
 - (1) 本契約が終了した場合には、申込者の当社に対する一切の債務が履行されていることを確認した後にその残額を返金する。
 - (2) 申込書記載の連絡先に対する連絡が不能となった場合には、本契約の有効期間中といえども、申込者の当社に対する一切の債務の弁済としてデポジットが当然に充当されるものとし、当社はこの充當時からその残額につき申込者に返還する義務を負うものとする。
- 2. 成果報酬は、次の各号の場合において同号所定事由を全て充足する場合、各号に従って返還されるものとする。返金額は、第1号及び第2号の場合には全額、第3号の場合には半額とする。
 - (1) 申込書等において全額返金プランⅠ種を設けている場合
 - ① 雇用行為等により雇用関係等が生じた場合において、当該雇用行為等が行われた日から7日以内に当該雇用関係等が解消されたこと
 - ② ①の雇用関係等にかかる雇用行為等が行われた日から7日以内に第13条第1項第3項に基づく選考結果の報告を行っていること
 - ③ ①の応募者から当該雇用関係等解消の意思が提示されているにとどまらず、実際にその手続きが完了し、出勤後の場合における雇用関係等解消の場合には出勤も終了していること
 - ④ ①の雇用関係等解消の理由が応募者の自己都合であること
 - ⑤ ③の手続き完了日から30日以内に申込者から当社に対し①の雇用関係等解消に関する当社指定の書式による通知がなされていること
 - ⑥ 当社により①の事実が確認されたこと
 - (2) 申込書等において全額返金プランⅡ種を設けている場合
 - ① 雇用行為等により雇用関係等が生じた場合において、当該雇用行為等が行われた日から30日以内に当該雇用関係等が解消されたこと
 - ② ①の雇用関係等にかかる雇用行為等が行われた日から7日以内に第13条第1項第3項に基づく選考結果の報告を行っていること
 - ③ ①の応募者から当該雇用関係等解消の意思が提示されているにとどまらず、実際にその手続きが完了し、出勤後の場合における雇用関係等解消の場合には出勤も終了していること
 - ④ ①の雇用関係等解消の理由が応募者の自己都合であること

- ⑤ ③の手続き完了日から30日以内に申込者から当社に対し①の雇用関係等解消に関する当社指定の書式による通知がなされていること
 - ⑥ 当社により①の事実が確認されたこと
- (3) 申込書等において半額返金プランを設けている場合
- ① 雇用行為等により雇用関係等が生じた場合において、当該雇用行為等が行われた日から8日以上30日以内に当該雇用関係等が解消されたこと
 - ② ①の雇用関係等にかかる雇用行為等が行われた日から7日以内に第13条第1項第3項に基づく選考結果の報告を行っていること
 - ③ ①の応募者から当該雇用関係等解消の意思が提示されているにとどまらず、実際にその手続きが完了し、出勤後の場合における雇用関係等解消の場合には出勤も終了していること
 - ④ ①の雇用関係等解消の理由が応募者の自己都合であること
 - ⑤ ③の手続き完了日から30日以内に申込者から当社に対し①の雇用関係等解消に関する当社指定の書式による通知がなされていること
 - ⑥ 当社により①の事実が確認されたこと
3. 前項に関し、領収済みの成果報酬の返還については、当月末日締め翌月末日支払いにて行い、振込手数料は当社の負担とする。
4. 本条に定める場合を除いて、当社はいかなる理由があっても、一切の返金に応じない。

第11条（支払遅延）

- 1. 申込者が、料金等につき、口座振替の所定の振替日から7日以上支払いを遅延した場合には、債権回収業者に回収を委任する場合がある。
- 2. 料金等の支払遅延については、支払期日の翌日から年20パーセントの割合（年365日の日割計算）の遅延損害金が発生するものとする。

第12条（税率の変更）

税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、課税対象となる本契約に関する料金については、改正適用日以降、変動後の税率により計算する。

第5章 本サービス利用上の義務

第13条（報告義務）

- 1. 申込者は応募者の選考結果に関して、報告機能を用い、決定し次第速やかに報告するものとする。なお、報告は遅くとも応募後14日以内に行うこととし、結果が確定していない場合はその旨報告するものとする。
- 2. 応募者からの応募後14日を経ても申込者から当社に対して進捗状況の報告が無い場合、その応募者に関しては自動的に雇用行為等がなされたものと見なされ、申込者は第8条に定める成果報酬を当社に対し支払うものとする。
- 3. 申込者は、応募後14日以内に雇用行為等の有無が確定していない場合には、その旨の報告と共に当社に意思表示をなすことにより、報告期限を延長できるものとする。この延長がなされた場合、延長後の報告期限を経過したときに前項の規定が準用されるものとする。

第14条（登録掲載内容）

- 1. 登録機能や掲載機能を利用するにあたり、当社は申込者の依頼内容に反し、当社の規定で登録掲載が禁止されている内容は登録掲載しないこと、登録掲載を必須としている内容については登録掲載することについて、申込者は同意するものとする。
- 2. 申込者は、登録機能や掲載機能を利用するにあたり、当然に正しい情報かつ法令に適合する情報を登録掲載することとし、求職者ないし応募者に誤解を与え、求職者ないし応募者との間でトラブルが生じないよう努めなければならない。
- 3. 前項に反する登録掲載内容に関し、当社はその程度に応じ、申込者の同意の有無にかかわらず、掲載内容の修正、申込者への注意・指導、サービス利用停止、店舗への調査・事実確認、違約金の請求などの措置を取ることができるものとする。

第15条（遵守事項）

申込者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 本サービスを求人以外の目的で使用しないこと
- (2) 本サービスを用いて第三者の利益を害しないこと
- (3) 本サービス上で提供される情報を不正の目的を持って利用しないこと

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、本契約の締結時及び本契約の締結前において、自己（申込者の業務を執行する従業員、取締役、執行役、その他申込者の経営に実質的に関与している者またはこれらに準じる者も含む。以下、本条において同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能集団等
 - (6) その他前各号の関係者等またはその他これらに準じる者
 - (7) 反社会的勢力（第1号から第6号を総称して「反社会的勢力」という。以下同じ。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (8) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (9) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (10) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. 申込者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他第1号から第4号に準じる行為

第17条（通知義務）

申込者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたとき又はそのおそれがあるときは、当社にすみやかに通知をしなければならない。

- (1) 住所、代表者、商号の変更
- (2) 事業の譲渡・譲受、合併又は会社分割
- (3) 次条、第22条第1項各号に該当する事実

第18条（期限の利益喪失）

申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は催告を要せず当社の判断で期限の利益を喪失させ、申込者に対して残債権を請求することができるものとする。

- (1) 申込者が本約款・本契約の定める義務に違背し当社が催告後も違反の状態が解消されることなく相当期間が経過したとき
- (2) 料金等の入金が遅延が生じ、支払期日から30日経過しても支払いがなかったとき
- (3) 監督官庁による営業許可の取消又は営業停止等の処分があったとき
- (4) 銀行取引停止処分又はこれに類する事態があったとき
- (5) 申込者について仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申し立てがあったとき
- (6) 申込者について営業の廃止もしくは譲渡又は会社の解散があったとき
- (7) 本契約申込時及び登録事項変更時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき
- (8) 申込書に記載の連絡方法による連絡が不能になり、一定期間以上その状態が継続されたとき
- (9) 申込者が第16条に違反したとき
- (10) 申込者が第19条第1項に違反したとき
- (11) 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行う上で重大な支障がある場合又はそのおそれがある場合もしくは不適当と当社が判断

したとき

第6章 禁止事項、違約金、公表及び免責事項

第19条（禁止事項）

1. (1) 申込者は、店舗又は出張先や訪問先にて異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触したり、視覚的に性欲を刺激せしめるような役務を提供する者を求人する用途で本サービスを利用してはならない。申込者の web サイト上において18歳未満の者による閲覧を規制している場合、同サイト上に掲載されている従業員の顔にモザイク加工が施してある場合その他当社が別途定めた事情が認められるときには、申込者が第1文所定の用途で本サービスを利用したものとみなす。
- (2) 申込者は当社の許可なく、応募者を他の法人や個人、店舗、スクール、その他団体などに紹介、推薦又はこれに類する行為をしてはならない。
- (3) 申込者は、連絡機能を通じた雇用行為等を行う目的で本サービスを利用するものとし、誘因行為など、他の目的をもって本サービスを利用してはならないものとする。
2. (1) 申込者が前項に抵触する可能性がある場合には、当社は個別の審査を行う。申込者はこれに全面的に協力する義務を負い、当社の要請する情報を提供しなければならない。
- (2) 前号の審査後も当社から要請があった場合、申込者は3ヵ月毎を目安に当社の指定する情報を報告しなければならない。
3. 申込者は、第8条第4項、第10条第2項、第13条第1項、第17条及び本条第1項に関し、不正行為（隠ぺい行為、虚偽報告、報告懈怠、情報の改ざん、口止め行為その他これらに準じる行為）をしてはならない。

第19条の2（違約金）

1. 申込者は、第19条第1項又は第3項に違反した場合、1案件につき50万円の違約金及びこれに対する不正行為日の翌日から年20%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金を当社に支払うものとする。
2. 当社の判断で、申込者に対し、デポジットとは別に違約金に関して事前に違約担保金を供するよう求めることがある。当社は、違約担保金をもって違約金の支払いに充当することができるものとする。なお、申込者が、違約金担保金をもって違約金の支払債務と相殺又は充当請求することはできないものとする。
3. 前項の違約担保金について、申込者に何らの違反事項がなかった場合には、契約終了時に当社が申込者に無利息にて返還するものとする。
4. 申込者の行為により違約金の額がデポジットや違約担保金等の担保額を超えた時には、当社がこれを超える部分の違約金を申込者に対して別途請求することは妨げられないものとする。

第19条の3（公表）

申込者に第19条第3項所定の不正行為があった場合、違約金の支払いの有無に拘わらず、当社がメディア、ブログ、その他の広報活動等を通じて申込者の違反等の事実を広く公表する場合がある。この場合、申込者に不利益が生じたとしても当社は一切の責任を負わないものとする。

第20条（免責事項）

以下の各号に掲げる場合に申込者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 申込者と求職者間又は申込者と応募者間におけるトラブルの場合
- (2) 申込者が提供した情報から生じたトラブルの場合
- (3) 第22条第1項各号、第24条各号に定める場合
- (4) 外部のコンピューターシステム、サーバー、検索エンジン等の不具合や故障等、当社の責に帰すことができない事由により本サービスを適切に利用できない場合
- (5) 火災、停電、天変地異、戦争、内乱、暴動、労働争議、その他非常事態により本サービスの運営が不能となった場合
- (6) 申込者が第三者から不正アクセス、コンピューターウイルスの感染等を受けたために本サービスを提供できない場合
- (7) 本サービスの提供を利用して、申込者が第三者の著作権その他知的財産権を侵害した場合

第7章 契約の期間及び終了

第21条（契約期間）

1. 本契約については、申込書上、本サービスの最低利用期間を定めるものとする。

最低利用期間は、30日間を1単位（本約款上、この単位を「ターム」という。）として区分する。

2. 前項の最低利用期間経過後の契約は、特段の意思表示を要せずに自動更新されていくものとする。更新後の契約は、その契約期間が30日間であることを除き、更新前の契約と同一の内容とする。

3. 前項の定めにかかわらず、本契約は、次の各号に定める更新拒絶により終了するものとする。

(1) 申込者の申出（当社指定の書面、web等の方式によるものとする。以下同じ。）による契約終了

① 申込者が更新拒絶の申出をし、これが最低利用期間満了日の属するタームの前のターム中に当社に到達したときは、本契約は最低利用期間の経過により終了する。

② 申込者が更新拒絶の申出をし、これが最低利用期間満了日の属するターム中に当社に到達したときは、本契約は最低利用期間の最終日から30日間経過した日をもって終了する。

③ ①及び②の申出がない場合における更新後の契約は、申込者から更新拒絶の申出がなされこれが当社に到達したときは、その契約期間最終日からさらに30日間延長した日をもって終了する。

(2) 当社の申出による契約終了

当社は、前号の申出がない場合、90日間の予告期間を設けたうえで、本契約の更新を拒絶することができるものとする。ただし、この予告期間経過前であっても、前号の申出がなされたときは、前号に従って契約が終了するものとする。

4. 本契約の有効性及び契約期間の継続は広告の掲載、非掲載に左右されないものとする。

5. 本契約終了後、当社は直ちに本サービスの提供を停止するものとする。契約期間終了後、当社から引き続き本サービスが提供される状態にあり、本サービスを利用して申込者と応募者との間で雇用行為等が認められた場合、申込者はシステム利用料、成果報酬等を支払わなければならない。

第22条（強制解約及び利用停止）

1. 当社は、以下の各号に掲げるいずれかの事由（第8号の場合を除く。）が申込者にある場合には、無催告で本契約の解約又は事前の通知なしに本サービスの全部又は一部の利用を停止し、必要に応じて登録データを削除することができるものとする。また、申込者が第8号に該当したときは、特段の意思表示を要せずに本契約が終了するものとする。

(1) 申込者が本約款の定める義務に違背し当社が催告後も違反の状態が解消されることなく相当期間が経過したとき

(2) 料金等の支払遅延が生じ、支払期日から30日経過しても支払いがなかったとき

(3) 監督官庁による営業許可の取消又は営業停止等の処分があったとき

(4) 銀行取引停止処分又はこれに類する事態があったとき

(5) 申込者について仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申し立てがあったとき

(6) 申込者について営業の廃止もしくは譲渡又は会社の解散があったとき

(7) 本契約申込時及び登録事項変更時に当社に対し虚偽の事項を通知したことが判明したとき

(8) 申込書に記載の連絡方法による連絡が不能になり、一定期間以上その状態が継続されたとき

(9) 申込者が第16条に違反したとき

(10) 申込者が第19条第1項に違反したとき

(11) 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行う上で重大な支障がある場合又はそのおそれがある場合もしくは不相当と当社が判断したとき

2. 当社は、本条による利用停止により、申込者が本サービスを受けることができなかった期間のシステム利用料の払戻しや減免は行わない。

3. 当社が本条に基づき本契約を解約した場合、申込者は、当社に対し、最低利用期間（本契約が更新された後は、更新後の契約の契約期間）に対応するシステム利用料のうち未払分を一括で支払うものとする。

第22条の2（利用休止）

1. 当社は、申込者から本サービスの利用を停止する申出がなされた場合は、その申込者に対する本サービスの提供を停止する。この場合、本サービスの提供は、その申出が当社に到達した日から31日以後60日以内における契約更新日から停止するものとする。

2. 申込者は、前項に基づく利用停止（以下、「利用休止」という）がなされた場合であっても、契約期間中に限り、利用再開の申出をするこ

とができる。当社は、利用再開の申出がなされたときは、申出をした申込者に対し、本サービスの提供を行うものとする。

3. 利用休止期間中は、システム利用料の支払義務は発生しないものとする。

4. 利用休止期間が5年間継続したときは、本契約は特段の意思表示を要せずに終了するものとする。

第8章 クライアント管理画面

第23条 (ID・パスワード)

1. 当社は、申込者に対してクライアント管理画面利用のために必要なID及びパスワードを発行する。

2. 申込者は、前項の規定により発行されたID及びパスワードについて、第三者に知られないよう厳重に管理しなければならない。万一、申込者のID及びパスワードの盗用、不正使用その他の事故があっても、当社は一切責任を負わないものとする。

3. 当社は、申込者のID及びパスワードによりクライアント管理画面へのアクセス又は利用があったときは、これを申込者自身による正当なアクセス又は利用とみなし、これに伴って申込者に生じた不利益に関し一切の責任を負わないものとする。

4. 第2項及び前項は当社の故意又は重過失による場合には適用しないものとする。

第24条 (一時的な停止)

当社は、次の各号に該当する場合には、申込者へ事前に通知することなく、リジョブ及びクライアント管理画面の一時的な運営の停止を行うことがある。

(1) リジョブ及びクライアント管理画面の保守又は仕様の変更等を行う場合

(2) 天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、本サービスの運営ができなくなった場合

(3) 当社が、やむを得ない理由により本サービスの運営上一時的な停止が必要と判断した場合

第9章 機密保持及び個人情報保護

第25条 (機密保持)

1. 当社及び申込者は事前の承諾なく、相手方より秘密である旨指定の上、提供された技術上又は営業上の情報(以下「機密情報」という)を、指定された目的以外のために使用せず、かつ、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

2. 前項にかかわらず、契約時に既に公開となっている情報及び相手方の許可を得た情報、独自に開発又は取得した情報についてはこの限りではない。

第26条 (個人情報の保護)

1. 当社及び申込者は、相手方の事前の承諾なく、本サービスに付随して相手方、求職者、応募者それぞれから開示された情報で、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他個人を特定しうる一切の情報(以下「個人情報」という)を、指定された目的以外のために使用せず、かつ、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

2. 当社及び申込者は、相手方から要求があった場合又は本契約が終了した場合、直ちにその全ての個人情報を相手方に返却し、又は相手方の指示に従って破棄ないし削除するものとする。

3. 当社及び申込者は、自己が「個人情報の保護に関する法律」上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務その他関連法令・諸規則等を遵守するものとする。

4. 本サービスに関し、当社は個人情報取扱責任者を以下の者と定める。

個人情報取扱責任者 山田 健介

責任者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行い、これに基づき訂正ないし削除の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致する時は、速やかに対応するものとする。

第10章 知的財産権

第27条 (知的財産権)

1. リジョブに関する著作権その他の知的財産権はすべて当社に帰属する。但し、当社は、クライアント管理画面を含むリジョブ及びこの利用が、第三者の権利を侵害しないことを保証するものではない。

2. 前項の定めに関わらず、リジョブの登録画像の著作権は、当該申込者に帰属する。但し、申込者は、当社に対し、当該登録画像の加工・公開その他本契約及び本約款の目的を遂行 するための使用を予め無償で許諾するものとする。また、申込者は、申込者が当社に提供 する画像データ等について、第三者の権利を侵害していないことを保証する。

第11章 使用・利用許諾等

第28条（改変行為）

1. 当社は、リジョブ及びクライアント管理画面について、コンピューターシステムの改善、付属サービスの追加・改廃、その他の事由により当社の裁量により自由にその仕様を変更し、バージョンアップすることができるものとし、申込者はこれに対して予め許諾するものとする。
2. 申込者は、リジョブ及びクライアント管理画面、これに関連するファイル、データ、資料その他リジョブにかかる一切のファイル、データ、資料を当社に無断で改造、改変、又は複製してはならない。

第29条（利用促進のための利用許諾）

申込者は、当社が、求職者の利用促進及び情報提供の多元化等を目的として、次の各号に掲げる媒体（以下、総称して「メディア等」という）において、申込者の求人情報を利用することを、予め許諾するものとする。

- (1) 申込者関連ガイドブック
- (2) 求職者関連パンフレット
- (3) インターネット、携帯電話による情報提供サービス
- (4) 多チャンネルデジタル放送サービス
- (5) カーナビゲーションシステムによる情報提供サービス
- (6) SNS等のソーシャルメディアサービス
- (7) その他前各号に類する媒体

2. 前項の求人情報の利用許諾は、当社が、全ての求人情報をメディア等に記載することを意味しない。

3. 当社は、第1項に規定する求人情報の利用許諾に基づき、申込者の求人情報をメディア等の記載に利用する時は、事前に当該申込者にその内容を通知するものとする。

第30条（代行）

当社は次に定める業務の全部又は一部を、それぞれ、第三者に委託することができる。

- (1) 本サービスの提供業務（リジョブを介さずに第三者から同様の業務を提供させる場合を含む。）
- (2) 本サービスを利用する申込者の募集業務
- (3) 料金等の請求及び回収業務
- (4) 申込者との窓口対応業務
- (5) その他前各号に附帯関連する業務

第12章 一般条項

第31条（苦情の処理）

当社は、次の部署を本サービスにかかる問合せ先と定め、申込者及び第三者から、当サービスに関して苦情の申出があった場合は、これに対し迅速かつ適切に処理する。

問合せ先 カスタマーサポート

第32条（個別合意）

申込者が当社との間で本約款と異なる合意をした場合には、当該合意が本約款の規定に優先して効力を有するものとする。

第33条（裁判管轄）

本利用・本契約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除する。

第34条（約款の変更）

1. 当社は、申込者の了承を得ることなく本約款を変更することがあり、申込者はこれを承諾する。約款変更後の料金等その他の条件は、変更後の約款によるものとする。
2. 約款の変更はクライアント管理画面を通じて随時発表する。

第35条（権利義務譲渡の禁止）

1. 申込者は、本約款・本契約上の地位及び当該地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、又は担保に提供してはならない。
2. 当社は、実質的に当社の事業の全部又は一部を関連会社その他に承継させることに伴い、本契約を承継させることができる。

第36条（条項の独立性）

本約款の一部の条項が法令への不適合その他の理由によりその全部又はその一部が無効又は執行不能とされた場合であっても、本約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の他の部分の効力には何らの影響を及ぼさない。

第37条（準拠法）

本約款・本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

第38条（協議事項）

本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈に疑義が生じた場合、当社と申込者は、誠意をもって協議し解決する。

第39条（有効規定）

第8条第4項、第19条第3項、第19条の2第4項、第20条、第25条、第26条1項から4項、第27条、第33条、第36条から前条の各規定は本約款・本契約終了後も有効に存続するものとする。

平成21年11月26日制定

令和04年03月15日改訂

株式会社リジョブ
〒170-6047 東京都豊島区東池袋 3-1-1
サンシャイン 60 47F
Tel:03-5848-7705